

明治二年一月の「大學規則」における「教科」について

——ドクトル・ベルリンの学校改革案とのかかわりをめぐつて——

森川潤

はじめに

北ドイツ連邦公使館書記官ベルリン、通称ドクトル・ベルリンは、明治二年十一月、外務卿沢宣嘉を介して大学別当松平慶永よしながに「見込書」、すなわちプロイセン学則を提出する。六月に制定された「學校規則」が改訂を余儀なくされ、松平慶永のもとで大学規則案が作成されているさなかのことである。

十二月四日にひらかれた太政官会議においては、「大學大目的」と「來半年會計目的」のふたつの議題について審議がおこなわれるが、大学規則案は、この会議においては裁可されず、保留になる。ベルリンは、十二月二十一日、松平慶永に招かれ、福井藩上屋敷において大学校官員の質疑に応じる。翌三年一月五日にも、麻布春桃院の北ドイツ連邦公使館において大学大丞加藤弘之などの官員から大学校の実状について説明をうけ、疑問点について意見をもとめられる。ベルリンは、その後、二通目の「見込書」を提出する。

一通目の「見込書」は、「學校規則」、「李國學校規則」、「普魯志學法」、「普魯志學則」、「李漏生學校規則」などとも表記されるが、ベルリンがみずからの意志で作成したものである。二通目の「見込書」は、大学校の実状をふまえ、

しかも加藤以下の大学官員の質疑にたいする回答をふくんだものとみなければならない。それは、ベルリンがみずから学校構想を記したものである。

明治三年二月に、大学は「大學規則及中小學規則」を提出し、官裁を願いでる。大学規則案では「政科」、「醫科」、「理科」、「史科」の「四科」であつた学科構成は、「教科」、「法科」、「理科」、「醫科」、「文科」の五学科にかわる。

この点について、大久保利謙氏は、大学別当松平慶永が、明治二年十月ころ、大学大丞加藤弘之の「斡旋」により「プロシア聯邦公使フオン、ブラント」から「普魯志學則」を借りだし、「大學規則」制定の「參考資料」としたと述べている。⁽¹⁾さらに、『東京大學百年史』（通史）は、松平慶永の書翰集『魚狩録』にもどづいて、「大學規則取調の参考として『李漏生學校規則』一冊が澤外務卿から松平別當を経て加藤大丞に貸渡されている。そして、このような検討をして、明治三年（一八七〇）二月十九日、『大學規則及中小學規則』が弁官に提出された」としている。⁽²⁾いずれも、一通目の「見込書」が「大學規則及中小學規則」に反映されたとみていらる。

井上久雄氏は、大久保氏が指摘する「普魯志學則」について、「その普魯志學則は、大学大丞加藤弘之宛、獨書記官ドクトル・ベルリン述、近藤鎮三訳、李國學法學規（写本十七枚、年月を欠く）ではあるまいか」と述べている⁽³⁾。ただし、「李國學法學規と大學規則・中小學規則との関連は、しばらく後の考究にまたねばならない」と付けくわえ、ベルリンの学校構想と「大學規則及中小學規則」とのかかわりに慎重な姿勢をみせる。ベルリンは、前後二通の「見込書」を提出するが、いずれも一通目の「見込書」については言及していない。

井上氏は、その後、宮内庁書陵部所蔵の三条実美公行実編修掛本のなかから「李國學法」と表紙に表記された美濃紙大判十二丁の和綴本を発掘された。「李國學法」の本文のうち最初の四分の三は、プロイセンの教育の現状の概説にあてられる。のこりの四分の一は、日本において教育制度を構想するさいに留意しなければならない点についての

助言や提言である。井上氏は、「孝國學法」は「普魯志學則」、あるいは「孝國學法學規」の異本ではないかと推測されてゐたようであるが、實際には前後二通の「見込書」を整理したものである。

本稿は、「學科」のなかに、「四科」には欠落した「教科」があらたにくわえられた点に着目し、「大學規則及中小學規則」とベルリンの學校構想とのかかわりについて検討する。

(一) 日本赴任・職務

通称ドクトル・ベルリン (P. Berlin) が日本に着任したのは、慶應三年二月以降のことである。プロイセン駐日領事ブラント (Max August Scipio von Brandt) は、一八六六 (慶應二) 年三月、休暇帰国のために横浜を出帆し、帰國中、代理公使を命じられる。ブラントは、ベルリン滯在中、外務省にはたらきかけ、プロイセン駐日代表団にふたりの通訳見習生を増員することに成功する。そのひとりがベルリンであり、もうひとりがケンペルマン (Peter E. Kempfmann) である。ブラントは、帰途、マルセイユで乗船し、「香港で通運船ファーゼ号に乗り換えるが、いざれのばあいにも同行者がいる。⁽⁴⁾ ブラントは、翌年四月十三日 (慶應三年三月九日) に帰任するが、かれらを随行したと思われる。

「ジャパン・ディレクトリー」(Japan Directory) と総称される駐日公館、外国商社、在日外国人などの一覧表や名簿の一八六六年版⁽⁵⁾によれば、横浜のプロイセン領事館には、領事 (Consul) のブラントと書記官 (Secretary) のシュネル (J. A. Schnell) が在職し、翌一八六七年版の「ジャパン・ディレクトリー」⁽⁶⁾にもふたりの名前だけが記されている。シュネルは、慶應元年十二月 (一八六六年一月) 以降、書記官として幕府との往復書翰の翻訳にあたり、ブラントを補助する。

一八六八年版の「ジャパン・ディレクトリー」⁽⁷⁾に、はじめてふたりのほかにベルリンとケンペルマンの名前が記される。かれらの地位は、「通訳見習生」(student interpreter)である。同時に、プラントは「代理公使」(Charge d'affaires)、シュネルは「通訳官」(interpreter)となる。

プロイセン公使館は、慶應元年四月以降、芝一木榎の広岳院にあつたが、翌年三月に麻布仙台坂の春桃院にうつる。プラントは、通常、横浜の山手居留地七十一番に居住し、幕府との交渉のために東京に出かけるさいには、この宿寺に泊まり、執務する⁽⁸⁾。ふたりの通訳見習生は、しばらくは日本語の学習に専念する。

来日前のベルリンについては、あきらかな点は少ない。まず、ベルリンは「歐洲諸國の語に通じ、ラテン語、アラビヤ語にも精熟し」⁽⁹⁾、「ドイツの大学で『古代の『エジプト』の昔話』といつたテーマで学位を取得する」⁽¹⁰⁾。学位論文のテーマからみて、ドイツ大学の哲学部に在籍したに相違ない。本格的に日本語をまなんだ形跡はみられないが、「歐洲諸國の語に通じ」ていたといわれる⁽¹¹⁾。幕府との外交交渉の公用語であるオランダ語に堪能であつたために、通訳見習生に採用されたと思われる。

つぎに、ベルリンは、明治四(一八七二)年一月十日に山口県権大参事野村素介とのあいだで「獨乙學教授」の契約をむすぶが、その時点では三十歳である。一八四〇年ころに生まれたことになる。来日したのが慶應三年であるとすれば、その時点で二十五歳前後であつたことになる。学位を取得し、ほどなく日本に赴任したとみてさしつかえない。ベルリンの名がはじめて外交の表舞台にあらわれるのは、慶應三年十一月(一八六八年一月)、大政奉還後の大阪においてである。プロイセン使節全権公使オイレンブルク(Friedrich A. zu Eulenburg)は、文久元年十二月に幕府とのあいだで日本国普魯士国修好通商条約および貿易章程に仮調印し、その第二十一条において「李漏生國のヂプロマチーキアゲント及びコンシュライル吏人より日本司人にいたす公事の書通は独逸語を以て書すへし尤此條約施行の

時より五箇年の間は日本語又は和蘭語の訳文を添加ゆへし⁽¹²⁾と規定する。

慶應三年十二月は、この第二十一条にもとづき、幕府がドイツ語に習熟する翻訳官・通訳官を送りだす期限にほかならない。ところが、その期限まで一ヶ月たらずにせまつた十一月十三日、外国事務總裁小笠原壱岐守はプロイセン代理公使ブラントに書翰をおくり、「開成所於て獨逸学科御開き諸生修業為致居候處いまた熟達之もの無之」ために「是迄通り蘭文譯相添被差越候様いたし度」と申し入れる。⁽¹³⁾

ブラントは、幕府の申し出を即座に拒絶し、「佛蘭西学校」や「英吉利学校」の例にならい、横浜に「獨逸学校」を建造し、さらにフランス、イギリス、ロシア、オランダへ「留学生徒」を派遣したよう、「許多之日本人」を「李漏生國」⁽¹⁴⁾にも留学させるよう要求する。この交渉は、舞台を大坂にうつし、継続される。

十月十四日、將軍慶喜は大政奉還を朝廷に奏請し、翌日、参内した慶喜に大政奉還勅許の御沙汰書が手交される。二十二日には、当面、庶政を慶喜に委任するという結論がくだされ、同日付で各国公使に大政奉還の趣旨が通達される。各国公使が自國の艦船で上坂の途についた二十六日、ブラントは幕艦順動丸に乗船し、外国奉行平山敬忠らとともに大坂にむかう。翌十二月十六日には、米仏等の五ヶ国の公使とともに、大坂城において徳川慶喜に会見する。

ベルリンは、ブラントに随行し、大坂におもむく。シユネルも大坂に随行し、同月十七日付で外国奉行の糟屋筑後守にあてて書翰を書き送っているが、その数日後に「二カ年計り休息せんことを願ひ」、離任する。⁽¹⁵⁾ベルリンは、二十二日付で大坂に滞在する外国奉行に「スネル君事今日李漏生政府の職務を免さ連たり依之以後都而書記官江の書翰者余の名宛ニ而遣し給らん事を乞ふ」と通知する。⁽¹⁶⁾ベルリンの通知にたいし、外国奉行の石川河内守らから、翌二十三日付で「御申越之儀承知い多し候」と回答がよせられ、以後、ベルリンは代理公使の書記官の役割をになう。

大坂滞在中のブラントは、外国奉行から外国總奉行並に転出したばかりの川勝近江守に面会し、「語学規則書」を

提示する。⁽¹⁷⁾ 川勝は、規則書を翻訳し、書翰案を添えて、十二月二十一日付で「別紙之通御採用相成候方と奉存候」と在坂の老中板倉伊賀守に上申する。⁽¹⁸⁾

二十三日、板倉はブラントに書翰をおくり、まず「右規則書之通に而別段異存無之候」として規則書に同意し、ついで教師の招聘と留学生の派遣について「可然御周旋御頼申候」と要請する。⁽¹⁹⁾ 板倉の書翰に添付された「公使が出セシ規則書」は二十一日に川勝がブラントからうけとり、翻訳したものに若干の修正がくわえられたものである。

規則書は五款からなるが、内容的には以下の三点に集約される。第一に、学校については、日本政府が「学校一ヶ所」を「横濱或ハ江戸府」に設置し、「学校入用之稽古本買入」費用を五〇〇ドル以上計上する。第二に、教師については、日本政府がプロイセン政府に「學校之教師兩人」を派遣するよう要請する。教師の雇用期限は三年、延長も可能である。旅費は往路復路各一〇〇〇ドル、月報は二〇〇ドルである。教師の服務に関しては、「當人引受之養育教授ニ而已時日を用ひ」と規定する。教授科目は、「獨逸語及び其餘之語学科」であり、ドイツ人に他国語を教授させようという意図がうかがわれる。ドイツ人教師が着任するまでは、プロイセン公使館が「横濱辨天にある本来の学校」において語学教育をおこなう。

第三に、生徒については、本政府が「拾五人を下らさる」生徒を確保する。修業年限は二年であり、まず第一期の卒業生のうち「最達之もの五人」を選抜し、プロイセンへ派遣し、「教育熟達を卒業せしむ」。さらに翌年の卒業生のなかからも五名を選抜し、順次、プロイセンへ派遣する。この学校以外の留学希望者についても、日本政府の要望に応じる。

ブラントは規則書に合意し、十二月二十七日（一八六八年一月二一日）付で「獨逸語教師兩人日本へ差遣す入費」、すなわち「普魯西政府へ可渡金高」を川勝に伝える。日本までの旅費が一人分二〇〇〇ドル、二ヶ月分の給料が二人

分八〇〇ドル、書籍その他が五〇〇ドル、計三三三〇〇ドルである。⁽²¹⁾ 翌二十八日、川勝はその支払いに合意するが、大坂には「洋銀」の用意がないために、一月中に横浜において支払うと返答する。⁽²²⁾ 外国事務総裁小笠原は、同日、勘定奉行にたいして「李漏生公使」に「獨逸語教師之旅費並給料」として「洋銀三千三百弗」を一月中に横浜において支払うよう指令する。⁽²³⁾

ドイツは、日本への進出がおくれ、先行五カ国の後塵を拝していた。ベルリンは、「獨逸學校」構想のなかに突破口を見いだそうとするブラントの戦略を補佐する。ベルリンは、大坂において、緊迫した日々を送ったのに相違ない。ブラントがドイツ語で口述したり、筆記したりした書翰、「語學規則書」などをオランダ語に翻訳し、幕府外交団に送付する。幕府外交団から送付されたオランダ語の書翰や文書をブラントにドイツ語によつて口頭で説明したり、ドイツ語に翻訳筆記したものを持提示したりする。ときには、ブラントから意見をもとめられたり、自発的に意見を具申したりすることもあつたであろう。外交文書の管理、幕府外交団との予備交渉などもベルリンの職務である。

(二) 「舊幕府ノ節約束」

慶応四年一月三日（一八六八年一月二十七日）、鳥羽・伏見の戦いがおこり、ブラントの「獨逸學校」構想は自然消滅する。

ベルリンは、戦況を見まもりながら横浜の公使館に勤務していたが、明治改元後の十二月に春桃院に移る。それは、明治政府が、明治元年十一月十九日（一八六九年）に東京を開市・開港し、築地鉄砲洲に外国人居留地を設けたのにともない、北ドイツ連邦も領事館を設置したためである。外国官副知事東久世通禧^{ひがしくせみちとみ}は、十二月十日付でブラントに書翰を送り、「東京開市ニ付而者追、貴國民出府可致右之内居留之毛の者勿論一時ホテル等江止宿之者其身分商業ニ付

公使が接受国との外交交渉を主要任務とするのにたいして、領事は接受国において自国の通商促進と国民保護にあたる。当時、ブラントは東京に領事をおくことを検討していたが、十二月十四日、外務卿に昇任した東久世通禧に「先達於東京府我国之岡士館設呉度旨御申越相成候ニ付貴望之通此分李露生公使館附属ドクトルヘルリンを右事件取極之ため差送申候同人江此儀を相託し候」と通知する。⁽²⁵⁾ ベルリンは、以後、春桃院において領事館員としての職務にある。

プロイセンは、一八六七年七月に普墺戦争に勝利し、翌年七月にマイン川以北の二十二のドイツ諸邦からなる北ドイツ連邦を組織する。ブラントは、それともない、慶応四年六月（一八六八年八月）に北ドイツ連邦代理公使兼総領事に転任する。北ドイツ連邦代理公使として、日本政府とのあいだにあらたに条約を締結しなければならない。それは、万延二年に調印した日本国普魯士国修好通商条約がプロイセンだけを対象としたものだったからである。

ブラントは、局外中立を宣言したにもかかわらず、慶応四年八月十八日（一八六八年一〇月三日）、「北日耳曼同盟國シャルジエダヘル兼コンシユルゼ子ラル」、すなわち北ドイツ連邦代理公使兼総領事への転任について外国官知事伊達宗城⁽²⁶⁾、外国官准知事東久世通禧に通告し、九月五日（一〇月一六日）に外国官知事伊達宗城と神奈川府知事東久世通禧に「貴國与和親貿易航海之條約」を締結したいと申し出る。⁽²⁷⁾ 「獨逸北部聯邦新條約取結候儀」について、新政府から「日本委員」を任命したという回答が寄せられたのは、改元後の明治元年十一月一日のことである。⁽²⁸⁾

ブラントは、議定東久世通禧、外国官判事の寺島陶蔵（宗則）と井関斉右衛門（盛良）と交渉にあたり、明治二年一月十日、神奈川において日本国北ドイツ連邦修好通商航海条約と貿易定則を締結する。あらたに締結した修好通商

航海条約第二十一条も、「獨逸國々の公使或はコンシュル吏人より日本長官に贈る總ての公の書翰は獨逸語を以て記すへし然と雖も便利の爲め此條約施行の日より三箇年の間は和蘭語或は日本語の譯文を添ゆへし」と規定し、ふたたびドイツ語を外交用語に指定する。⁽²⁹⁾

かつて幕府にドイツ語学校の設置に合意させたブラントは、三月になると「獨逸語學教師呼寄ノ儀舊幕ヨリ同國公使ヘ約束ノ書類」を外国官に送付し、旧幕府との契約にもとづいてドイツ語學教師を招聘するよう申し入れる。⁽³⁰⁾この書類をまとめたのは、ベルリンである。ベルリンは、大坂において、幕府とのあいだの「獨逸學校」の設置交渉にあたるブラントを書記官として補佐し、書類を管理していた。

外國官は、明治二年一月に開校したばかりの開成学校に「御雇可相成哉否」について照会する。幕末期の開成所時代の独乙学になつた市川兼恭は、すでに開成所を去り、同僚の加藤弘之も、明治元年十月以降、各國政體律令取調御用掛として「李國政體」の取調べにあたつていた。⁽³¹⁾二年にわたるオランダ留学中、科学技術の成果を背景として急速に後進性から脱却していくドイツの実態をつぶさに観察した西周と津田真道は、徳川家の移封にともない、静岡にひきこもつていた。

西や津田とともに留学した内田正雄は、開成学校頭取の地位にあつたが、開校後まもない開成学校においては、草創期の課題が山積していた。開成学校頭取内田は、「目今急務ノ語學ニ無之候間舊幕ノ節約東ハ御斷相成後日右語學入用ノ節ハ時宜ニヨリ新約ヲ結ヒ御雇入ノ方可然」と評議の結果をつたえる。

外國官は、慶應四年閏四月の「政體書」によつて設置された明治新政府の外交・貿易・開拓を管掌する機関である。当時、伊達宗城が外國官知事、小松清廉と大隈重信が副知事、町田久成、山口尚芳、寺島宗則、中井弘蔵が判事、箕作貞一郎、何礼之助、立広作が一等訳官であつた。かれらは開成学校の回答に不満をいだき、三月二十五日付

森川：明治三年二月の「大學規則」における「教科」について

で弁事にたいして「尚一應御商議被為盡御雇成否共可成丈速ニ御沙汰御座候様仕度存候」と上申し、最終決断を政府の最高機関である行政官にゆだねる。「来ル廿七日迄ニ」回答するようもとめたのは、ブラントが回答期限を設定したためであろう。なお、弁事は「政体書」によつて行政官のなかに配置され、「掌受付内外庶事糾判宮中庶務」という重要な職掌をになうが、翌二年七月の官制改革で太政官に移され、弁官とあらためられる。

外国官判事は、まず、「舊幕ノ節約束」として拒絶すれば、外交の継続性を否定することになり、「御和親ノ厚薄」にもかかわると懸念する。ついで、「獨逸ノ儀ハ近來漸次盛大ニ相成國威兵力英佛等ニモ譲リ申間敷就中兵學戎器ハ最長ノ趣ニ有之候得ハ其國學相開ケ候ハ、御國多少ノ御裨益トモ被存」というドイツ認識を示し、開成学校のドイツにたいする認識不足を指摘する。外交官は、四月十四日付で弁事に「御評決如何相成候哉右有無共極急速御評決ノ趣
御沙汰有之様」回答を督促するが、弁事からは「獨逸語學ノ事御雇入無之方ニ御決定ノ事」(朱書)という指令がくだされる。⁽³²⁾

この決定は、北ドイツ連邦公使ブラントに伝えられたはずであるが、ブラントの反応を窺い知る史料は管見に入らない。旧幕府に強引にドイツ語学教師の招聘を認めさせたブラントが新政府の拒絶を甘受するとは思われない。十一月になると、ブラントはドイツ語学教師の招聘についてふたたび政府と交渉をはじめる。

ブラントは、十一月十四日、外務省において外務卿沢宣嘉⁽³³⁾および外務大輔寺島宗則と対談する。その席において、ブラントは「過日差出置候独乙語学一条ニ付而之書面御熟読相成候哉」と問いただす。さらに、「旧幕之節約定以多し置候儀ニ付當今貴國ニ而も人民へ為致修業可然候」と再考をもとめる。「過日」とは、三月をさすか、その後、あらためて送付したか判然としない。それにたいして、日本側は次のように回答する。

承知以多し候右學問之儀者一体政府勧誘以多し候筋ニも無之是迄英佛學教師呼寄候者人民右學術希望之もの數

多有之故之儀ニ而政府ら教師を指置其後人民を修業為致候趣意二者素々無之日今貴国學術修業以多し度希望之もの多く有之候得者今日ニも貴國教師相頼候事ニ御座候

「獨乙語學」については、そもそも政府が勧誘したものではない。これまで、「英佛學」教師を招請したのは、これらの「學術」を学びたいという「人民」の希望が多かつたためであり、政府が教師を招聘し、その後、「人民」に学ばせたということではない。現在、ドイツの「學術」を学びたいという希望が多くなっているので、今日にでも貴國の教師を派遣するようお願いしたい。回答は、全体に直截簡明な表現を避けているが、最後の部分だけは明瞭に断言する。

十一月には、開成学校と医学校がドイツ人教師の招聘を画策していた。開成学校は、「獨逸語モ（英佛語）同様御開ニ相成様候仕度」と大学校に建議する。⁽³⁴⁾ 医学校においては、十月にウイリス（William Willis）が任期を三ヶ月残して辞職したのち、外国人医師の不在が続いていたが、大学大丞相良知安が「天下醫學ノ英粹獨逸國ニアリ」と主張したのにもとづき、十二月初旬に「急ニプロイセン國ヨリ盛學ノ醫官二人英語ヲ以教授イタシ候者來年ヨリ向六ヶ年御徵被下度」と弁官に伺う。⁽³⁵⁾ 外務卿は、旧幕府の外交関係にこだわらず、ふたつの専門機関が、學術的認識にもとづいて、同時期にドイツ人教師の雇用を画策していることを承知していたのだろう。

ベルリンは、幕末以来、「獨逸學校」構想を立案し、ドイツ人語學教師を日本に招來することを企図するプランとの戦略を補佐してきたが、それがようやく実現する。ベルリンは、このころにはドイツ人教師の招聘という新しい局面の背後にひろがる明治新政府の学校構想に関心をいだく。

(三)「李国学校規則」の提出

同時期に赴任したケンペルマンは、おそらくとも明治二年には第一書記官 (First Interpreter) に昇任し、天皇謁見などの要務について「私 (プラント) の通訳をしていた」。⁽³⁷⁾ ベルリンは、おなじくに通訳見習生から書記官 (Interpreter) に昇任し、⁽³⁸⁾ ドイツの通商促進と国民保護という職務にあたっていた。明治四年一月に「獨乙學教授」として山口県に赴任するが、そのころには「日本語も能く出來た」⁽³⁹⁾といわれる。語学に堪能なベルリンは、来日以来、日本語の学習に専念していたのだろう。

明治二年十一月、ベルリンは外務卿沢宣嘉に「李国学校規則」を提出する。ちなみに、沢宣嘉は、十一月十四日に外務省において北ドイツ連邦公使プラントと対談している。沢宣嘉は、十一月中旬に宮中において大学別当松平慶永^(よしとが)と面談したさい、ベルリンが提出した「李国学校規則」に言及する。同月二十五日、松平慶永は「過日於 宮中御咄有之候李漏生人ら差出候學校規則斗りニ而宜御廻シ希入候方今大學校規則相談中ニ付入用候間早々御廻シ希入候」と沢宣嘉に要請する。⁽⁴⁰⁾ すでに大学規則案を作成していたが、大学内部にも反対意見があり、李国学校規則 (『學校規則』) を參看したいという要請である。

同日、沢宣嘉から、「過日於 宮中申上候李国学校規則早速可差出心得候處實者ベウリン義御面会之事申遣し置候条返答次第可申上心得ニ而其節可差出と存居候ハハ遲延恐入候」と回答がよせられる。⁽⁴¹⁾ 「ベウリン」、すなわちベルリンは、「皇國之學校規則ヲ建ん」とを知りて一通之見込書ヲ外務卿ニ呈す⁽⁴²⁾。沢宣嘉は、そのさい、ベルリンに大学別當との面談について問い合わせていた。

外務卿から「李国学校規則」を受けとった松平慶永は、十一月末日には、「御約束申置候李漏生學法一冊御廻し申候御写済返却可有之候」と大丞加藤弘之に回覧する。⁽⁴³⁾ 「李国学校規則」 (『李漏生學法』) がドイツ語で書かれていたため

に、幕末の独乙学の創設者のひとりである加藤弘之が関与することになる。

加藤は、同日、「李国学校規則」（「普魯志學制」）を受けとつたことを伝えたうえで、「早速ニ寫取可奉返上奉存候」と回答する。⁽⁴⁴⁾ 加藤は、さつそく「李国学校規則」を謄写し、松平慶永に返却する。十二月中旬にそれを受けとつた沢宣嘉は、「過日李国学法一冊返給正致落手候」と通知する。⁽⁴⁵⁾ 「學校規則」、「見込書」、「李國學校規則」、「李漏生學法」、「普魯志學制」、「李國學法」と表記されるものは、すべて同一のものである。内容については、詳細は不明であるが、プロイセンの学則に関するものである。

十二月四日にひらかれた太政官会議では、「大學大目的」と「來午年會計目的」のふたつの議題について審議がおこなわれるが、大学規則案は、この会議においては裁可されず、保留になる。松平慶永は、その後の動静について少弁の長松幹に問い合わせるが、十一日付で「大學一條者過日來右府公御所勞御不參故伺預相決不申候」、すなわち右大臣岩倉具視が所労により参内しないために未決のままである、という回答が寄せられる。⁽⁴⁶⁾

大学規則案とは、十一月に大学別当松平慶永が「急務件々」と標記された大学校の改革案とともに提出した「本文規則」である。国立国会図書館憲政資料室所蔵の「岩倉家藏書類」におさめられた写本には、「大学別當」（松平慶永）、「大學大監」（秋月種樹）、「田中從五位」（不二麿）、「生田權少丞」（精）、「楠田少丞」（英世）、「小松少丞」（彰）の朱印の写しがみられる。かれらが大学規則案の作成に関与したとみてさしつかえない。大学規則案は、つきのような経緯により起草される。

まず、六月に「學校規則」が制定される。⁽⁴⁷⁾ 「學校規則」は、旧幕府から接收した昌平黌、開成所、医学所の三学所を大学校の構成要素とし、「斯道（天然自然ノ理）ヲ講シ知識ヲ廣メ才德ヲ成シ以テ天下國家ニ實用ヲ奏スル」という課題を明示する。旧幕府の昌平黌時代には儒学の教育施設であった大学校本校は、あらたに国学を担当するだけにな

森川：明治三年二月の「大學規則」について「教科」について

く、「神典國典ニ依テ國體ヲ辨ヘ兼テ漢籍ヲ講明シ實用ヲ成」、すなわち国学を主体として漢学を兼習する教育機関として位置づけられる。

七月八日の官制改革により、「學校規則」にもとづいて大학교が設置され、「職員令」により教職員の官制もあらためられる。職員令にもとづいて、別當、大監、少監、大丞、少丞、主簿といった行政職、博士、助教、寮長、得業生といった教授職が新設される。平田鉄胤、山田有年、西川吉輔、河野治人などの平田派国学者が京都皇學所から招聘され、七月二十七日には本校教官に就任し、本校国学教官の中核を占めることになる。⁽⁴⁸⁾

大학교本校においては、大多数を占める国学教官が「漢學と云ふものは國體に合はない所が多い」として漢学派を排撃する。⁽⁴⁹⁾ 儒学には、天命を受けた有徳者が天下を統治し、徳が衰え、民心が離反すれば、天命は別の有徳者にくだるという天命思想がある。近世の代表的な国学者である本居宣長は、「かの國の古に君を滅し國を奪へる聖人の。己^オが罪をのがれん爲^{タメ}にいひ出たる託^{コトツゲコト}言也」⁽⁵⁰⁾ と批判する。

国体に合わないというのは、「万世一系」の君主である天皇を中心とし、祭政一致の国家形態を理想とする日本の國体思想に天命思想を内包するような儒学はいいいれない、という意味である。とりわけ孟子については、「孟軻は周の世に在りながら王道を齊梁の君に説きしは亂臣賊子にて名分を誤るものなり」として排斥する。⁽⁵¹⁾

八月一日には、大博士平田鉄胤らが中心となり、学神祭を開催し⁽⁵²⁾、孔子にかわり皇祖大神を学神として祀る。そこには、「學舍制」にみられる国学中心主義・漢学軽視の考え方があつて、このころには、「學校は殆んど神社の如くなれり」⁽⁵³⁾。この学神祭を契機として、伝統的に官学として孔子を祀ってきた漢学教官が反発し、国学教官とのあいだに感情的な対立が生じ、やがて、「學校事件昨夜來千思萬慮を極候」というほどに熾烈化する。⁽⁵⁴⁾

「職員令」により、まず、七月十七日に学校副知学事の秋月種樹が少監を命じられる。八月二十四日には、松平慶

永が民部兼大蔵卿から大学別当に転任する。松平慶永は、国学者と漢学者の同居によつて生じた大学校本校の対立抗争を開けるために、「皇國學神ヲ祭り、孔廟釋奠廢止ノ事」、「漢籍ヲ素讀スルコトヲ廢シ、專ラ國書ヲ用ヒ候事」、「講義質問席ヲ設ケ、學業ヲ四科ニ分チ、皇漢學博士教授ヲシテ、各其一科ヲ司リ、生徒ニ授ケシムル事」、「孟子ハ名文ヲ論スル處ニ於テ、國體ニ不合條アリ。正科ニ入ルコトヲ許サズ、自己講習ハ禁ナシ」の四点について太政官に官裁を願いでる。⁽⁵⁵⁾

この伺は、九月八日に太政官において審議され、九月十二日には集議院へ下問される。⁽⁵⁶⁾ 九月十七日にひらかれた集議院では、議員から提出された六つの答議書をめぐつて議論がおこなわれる。まず、抗争の直接の発端となつた学神については、文武天皇以来の孔廟釈尊の歴史的意義を強調したうえで、「釋奠ハ廢スヘカラズ」とする意見が大勢を占める。ついで、下問の主旨である国漢合併についても、「學校ノ古典ニ從ヒ、規則變更ナキヲ可トス」、すなわち「皇漢合併スヘカラズ」という結論がだされる。それは「學校規則」を否定するものであり、その変更をもとめる結論にはかならない。

十月になると、大學別當松平慶永、大學少監秋月種樹、同豊岡^{あやすけ}隨資が連署し、大學校の移転統合を願いでる。⁽⁵⁷⁾ 建議は、まず、「皇漢洋三學」という呼称があるとしても、「我國ニ用ルトキハ盡ク皇國ノ學ナリ」という考え方から、「皇漢洋三學」を小石川水戸邸へ移転統合し、「大學」と改称するようもとめる。ついで、「地分レルハ生徒講習ニ便ナラス氣脈不通ニシテ不都合ノ事ノミ多シ」として、「皇漢洋三學」の物理的・精神的な懸隔をとりのぞくためにも移転統合の必要性があるとする。大學校首脳は、「皇漢洋三學」を「皇國ノ學」へと止揚するために、「皇漢洋ノ呼稱」を廃止し、「各分課」ごとに「寮」を設置すれば、「大學校ノ大規模」がたち、「人才」を輩出することができるとみる。「分課」については具体的には示されないが、「皇漢洋三學」の分離併置を意味する。

表 大学職員

御用掛	権少丞	少丞	権大丞	大丞	少監	大監	別当	職名	姓名	明治二年一二月		明治三年三月
										前職	備考	
福羽美静	田中不二麿	生田精	小松彰	楠田英世 内田正雄 相良知安 岩佐純	沢宣種 松岡時敏 仙石政固 加藤弘之	学校判事	学校權判事	学校副知事	民部卿	高鍋藩主三男	福井藩主	松平慶永
				神祇官権少丞	学校取調御用掛			出石藩知事	堂上公家	堂上公家	堂上公家	豊岡隨資
津和野藩士	名古屋藩士	鶴田藩士	松本藩士	佐賀藩士 日尾八幡宮神職 幕臣	福井藩士 佐賀藩士 岩佐純	土佐藩儒 出石藩士	堂上公家 土佐藩儒 出石藩士	出石藩主	高鍋藩主三男	秋月種樹	秋月種樹	松平慶永
		生田精			相良知安 岩佐純	沢宣種 加藤弘之 楠田英世 小松彰						転出先等
		少丞		大丞	大丞	中博士		出石藩主				

この伺は、たんなる大学校の移転統合にかかるものではなく、大学校の学科構成に関する重要な問題をはらんでいる。「皇漢洋三學」の分離併置といった方策では、一時を糊塗するだけである。松平慶永は、大監に昇任した秋月種樹、大学校御用掛田中不二麿、大丞松岡時敏だけでなく、少監豊岡隨資、大丞加藤弘之、権大丞内田正雄、少丞楠田英世、同小松彰などとともに、それが改革案を作成する。

その過程において、松平慶永が秋月種樹に「參校候而も仙石計りにてハ一向諸事も不出来候（中略）閣下田中松岡小生四人にて諸事相談いたし度候」と書きおくつているように、少監仙石政固(58)とのあいだに改革案をめぐる意見の対立が生じる。十月中旬に大学校御用掛兼勤を命じられた神祇官副知事の福羽美静(59)や三輪田元綱などの国学派を支持する官員もそれにくわわる。福羽は、新政府の国学の理論的指導者大国隆正の弟子であり、神祇官再興運動の推進者である。三輪田は、大国隆正や平田鉄胤の教えをうけ、八月ころに神祇官權少丞から大学少丞に転じる。対立の要因は、改革案の原案が「學校規則」に明示された神道的国学の絶対的な地位を脅かすような内容であつたからであろう。

大学規則案（「学規」）は、十一月十六日には秋月に回覧され、「見込」が付され、すなわち修正がくわえられ、田中のもとに返却される。⁽⁶⁰⁾ 大学規則案は、入念に校閲され、田中のもとで修訂される。すべて、少監仙石政固、大学校御用掛兼勤の福羽美静、少丞三輪田元綱などの反対派には内密にすすめられる。

大学校の改革案がまとまり、松平慶永は田中に福羽の説得をゆだねる。田中は、十一月二十七日に「大学規則并ニ御改革件、之書面」を福羽に提示する。同時に、三輪田少丞の転出についても打診する。⁽⁶¹⁾ それにたいして、福羽は「一々不同意」である。松平慶永は、「福羽不同意之趣素承知いたし置候儀ニテ於慶永決而案外と者存不申候一人之為ニ動搖する理毛頭無之」として、⁽⁶²⁾ 改革案の上程を決断する。

松平慶永は、「別冊規則三治同軌之制以大學之基礎相立謹而乞 官裁候事」として、大学規則案と「急務件々」（大学

校改革案)を提出する。大学規則案は「宜キニ隨ヒ施行可致」ものであり、「急務件々」は「早々御許可有之度」ものである。「三治同軌之制」とは、「皇漢洋三學」を「皇國ノ學」へと止揚するための制という意味である。大学規則案は、「學規」、「學科」、「學制」、「貢法」、「試法」、「學費」、「四科」、「小學」、「中學」からなる。

「學規」は、六月の「學校規則」前文に修正をほどこしたものである。最大の変更点は、「神典ノ要ハ皇國ヲ尊ミ國體ヲ辨スルニアリ」という国学に関する記述がすべて削除され、国学中心主義が暗に否定された点である。福羽美静、仙石政固、三輪田元綱といった国学派を支持する官員が反対したのはこの点によるのだろう。「孝悌彝倫ノ教」や「治國平天下ノ道」、「格物窮理」や「日新ノ學」だけが大学の不可欠の構成要素として明示される。「典籍ノ載スルトコロ」にもとづいて「天地自然ノ理」を講じ、「知識ヲ廣メ才德ヲ成シ以テ實用ヲ天下國家ニ奏スル」という知識と才徳の両者を内容とする実用觀は繼承される。

具体的な学科構成をみれば、西欧大学の学部構成が参考にされた形跡がうかがえる。「政科」、「醫科」はそれぞれ西欧の大学の法学部、医学部、「理科」と「史科」は哲学部または教養学部に該当する。ドイツにおいては、十九世紀中葉以降、教養学部から改称した哲学部が文科系の哲学部と理科系の自然科学部に分化する傾向がみられる。理科と史科が別置されたのは、ドイツ大学の学部構成を參看了した証左とみるべきであろう。神学部に該当する学科が設定されないのは、それに該当する国学から宗教性を排除したうえで、「四科」に融解しようという考え方による。『和蘭学制』を訳述した権大丞内田正雄、大丞加藤弘之などが関与したと思われる。

「四科」は、それぞれ「必讀書目」を具体的に提示することによって、書物を媒体として、各学科を學習するという方針をしめす。實際には、「普ク宇内ノ書ヲ載メ各科ニ編入ス」、すなわち世界中から書籍を収集するという選択方針を示されるだけで、「其細目ノ如キハ後議ニ付ス」として未記入のまま提示される。

白紙の「必讀書目」は、ふたつのあらたな可能性を示唆する。第一に、あらたに西欧の学問体系にもとづく学科制を採用することによって、各学科の内容を再検討する必要が生じる。そのさい、世界的な学問の研究動向を顧慮しなければならない。第二に、開成学校は、イギリス人、フランス人、アメリカ人、医学校はイギリス人やオランダ人を教師として雇用していたが、それは旧幕府以来の外交関係によるものであり、新政府が設定した選定基準にもとづくものではない。必讀書の選定にともない、そうした選定基準を再検討する必要にせまられる。

「小學」においては、初級において「普通學」を学んだうえで、上級では「専門四科ノ大意」、すなわち大学の四科の概略を学ぶ。「中學」においては、「専門學」、すなわち「大學ノ四科」と「一般」を学ぶ。つまり、小学と中学のカリキュラムは大学の学科に連動する構造になっている。

松平慶永は、大学規則案が保留になつたために、ベルリンが提出したプロイセン学則に关心をしめす。十二月十七日、松平慶永は外務省から「別紙之通獨乙書記官ダクトルベルリン(63)ち申出候就而者同人參館之時日御示し有之度」と照会される。(64)ベルリンが松平慶永に面談したいとして、訪問の日時を問い合わせてきたのである。松平慶永から日程の調整を委ねられた外務省は、十八日にベルリンに連絡し、翌十九日に、「孝國書記官ベウリン儀明後廿一日第一字(64)ら參館之儀ニ候」と松平慶永に伝える。

加藤は、「孝國學校規則」を翻訳し、大学校幹部と検討していた。かれらは、ベルリンとの面談を待ち望んでいた。二十一日、ベルリンは「余ノ磐橋邸ニ入來リ」、「大監始官員相揃尋問す」。(65)「磐橋邸」とは、常盤橋北側の御曲輪内大名小路の福井藩上屋敷のことである。ベルリンは、大監秋月、大丞松岡、少丞楠田・小松、權少丞生田などの大学規則案の作成にかかわった官員からのプロイセンの学則に関する質疑に応じる。

翌明治三年一月五日、加藤は大学官員とともに「麻布春桃院ヘルリン方へ集ル」。(66)加藤は、麻布春桃院にある北ドイ

ツ連邦公使館にベルリンをたずね、大学校の実状について説明したり、疑問点についてベルリンの意見をもとめたりする。松平慶永が福井藩儒の矢島立軒にあてた一月二十三日付の書翰によれば、この会談ののち、ベルリンはふたたび「加藤へ一通之見込書を送ル」。⁽⁶⁷⁾

(四) 「李國學法」

ベルリンは、前後二通の「見込書」を提出する。一通目の「見込書」は、「學校規則」、「李國學校規則」、「普魯志學法」などとも表記されるが、ベルリンがみずから意志で作成し、明治二年十一月中旬ころに外務卿沢宣嘉に提出したものである。二通目の「見込書」は、明治三年一月五日に加藤が大学官員とともに麻布春桃院の北ドイツ連邦公使館においてベルリンに面談したのちに提出されたものである。したがつて、二通目の「見込書」は、大学校の実状をふまえ、しかも加藤以下の大学官員の質疑にたいする回答をふくんだものとみなければならない。

ベルリンが提出した「見込書」については、大久保利謙氏、井上久雄氏などが言及しているが、その内容については明らかではない。まず、大久保氏は、戦前に刊行した『日本の大學』において、松平慶永が、明治二年十月ころ、加藤弘之の「斡旋」により「プロシア聯邦公使フオン、ブラント」から「普魯志學則」、すなわち一通目の「見込書」を借りだし、「大學規則」制定の「參考資料」とした、と述べている。⁽⁶⁸⁾

大久保氏は、その後、松平慶永が沢宣嘉にあてた上記の明治二年十一月二十五日付の書翰において言及された「學校規則」、すなわち一通目の「見込書」の内容について、「この『^{プロイ}李漏生學校規則』がどのようなものかわからないが、強いて推測すれば、そのうちにドイツの大学の神学・医学・法学・文学等の専門学部制の記載があつて、それがこの「学科」の専門学部制の紛本となつたと考えられる程度である」と述べている。「學校規則」から大学規則案や「大學

規則及中小學規則」にいたる過程において、学科構成が西欧大学の学部構成をモデルとしたものに変容したことをふんだんに推測である。ただし、それは推測にすぎない。

つぎに、井上氏は、大久保氏が『日本の大學』において指摘する「普魯志學則」、すなわち一通目の「見込書」について、「その普魯志學則は、大學大丞加藤弘之宛、獨書記官ドクトル・ベルリン述、近藤鎮三訳、李國學法學規（写本十七枚、年月を欠く）ではあるまいか」と述べている。⁽⁷⁰⁾ 井上氏によれば、古書目録のなかに「李國學法學規」の名をみつけたが、すでに人手にわたっていたということである。

井上氏は、「李國學法學規」に執着するうちに、宮内庁書陵部所蔵の三条実美公行実編修掛本のなかから表紙に「李國學法」と記された美濃紙大判一二丁の和綴本を発掘された。表題が明記されているだけで、講述者または著者（以下、かりに講述者とする）、訳者、訳出年などに関する記載はない。井上氏は、「李國學法」は「普魯志學則」、あるいは「李國學法學規」の異本ではないかと推測し、暗に著者に確認するようになると手渡された。一読すると、いくつかその傍証が見いだされた。

第一に、「李國學法」はドイツ人が講述したか、筆記したものを見出したものである。ドイツ人であることは、講述者が自國、すなわち「李國」もしくは北ドイツ連邦の制度について言及するときには、「我中等ノ學校」、「我上等ノ學問」といった表現をつかっていることから明らかである。

第二に、「李國學法」は不特定多数のために刊行された出版物や印刷物ではなく、「日本ニテ我中等ノ學校ニ擬ヘテ教ヲ立ル」ことを使命とする日本人、すなわち明治新政府の大学構想に関与する大学関係者の質問にたいする回答や提言を墨書きしたものである。それは、「改ムベカラズ」、「可ナルベシ」、「教ユベシ」といった当然の意あるいは命令の意をふくんだ表現から窺い知ることができる。しかも、外国語、とりわけドイツ語に通じる日本人にたいする回答

とみるべきであろう。大学関係者のなかで、ドイツ語に通じる日本人といえば、加藤弘之と近藤鎮三である。ただし、口頭によるか、筆記したものによるかは不明である。

第三に、「李國學法」が作成されたのは、一八六七（慶應三）年の北ドイツ連邦成立後のことである。「李國ニハ國号ヲ獨逸北部締邦ト改メテ後」といった文言が見られる。しかし、幕末期ではなく、「日本ニテ我中等ノ學校ニ擬ヘテ教ヲ立ル」時期、すなわち西欧の教育制度をモデルとした教育制度を構築しようという明治初年である。

これらの傍証を勘案すれば、この時期に文教行政の最高責任者である松平慶永にプロイセンの学校制度に関する「李國學法」を提出したのは、北ドイツ連邦公使館書記官のベルリンにほかならない。「李國學法」は、ベルリンが大学大丞の加藤弘之の求めに応じて講述したか、筆記したものを、大学中得業生の近藤鎮三が翻訳したものであると見てさしつかえない。「掌補佐 天皇。統理大政。總判官事」の大任にあたる右大臣⁽⁷⁾三条実美のもとに、重要案件である「大學大目的」にかかる「李國學法」が参考資料として届けられることは自然のことである。それが、行実編修掛本として整理されたのは、三条実美の同時代の資料として認定されたからである。

「李國學法」と同じ内容の写本は、三条実美だけでなく、国政の審議にあたり、政策決定の中心にある参議や省卿などにも配布されたとおもわれる。その呼称は一樣ではないが、それは、刊本ではないために、内容から適宜名称がつけられたためであろう。井上氏が古書目録のなかに見いだした「李國學法學規」も、宮内庁書陵部の蔵書のなかから探しだされた「李國學法」と題する写本も、そのうちのひとつであろう。

「李國學法」は、四〇〇字詰原稿用紙に換算して七枚足らずの簡潔なものである。前半部分は五枚ほどで、プロイセンの教育制度の概要を説明したものである。後半部分は、残りの二枚足らずで、日本において教育制度を構想するさいに留意しなければならない点についての助言や提言にあてられる。後半部分は、以下のとおりである。

森川：明治三年二月の「大學規則」における「教科」について

日本ト李國ト二國ノ學問ヲ比較シ見レハ日本ニテハ下等ノ學問ヲ改ムベカラズ如何トナレハ第一日本人民ノ風俗ニ叶フ而シテ大略人々讀ト書コトヲ知ル故ニ此ノ學問ノ業改メスシテ可ナルベシ

日本ニハ中等ノ學問ニ省タル學問ハ無カラント思フ西洋ニハ羅甸ト額力西ノ歴史ト同國ノ言語而シテ「ジズー」ノ宗旨要用ノ事ニテ學問ノ綱目ナリ日本ニシテハ漢學ト言語ト神道ト佛法要用ノ事ナリ然レ共此言語ト宗旨ノ外世界ノ地理ト歴史數學分離術音樂ト身體ヲ堅固ニスル術ヲ又此中等ノ學校ニ入レテ教ヘテ可ナルベシ

日本ニテ我中等ノ學校ニ擬ヘテ教ヲ立ルナラハ漢學ト地理ト數學ト神道佛道ト窮理學ト世界ノ地理ト歴史ト數學ト分離術音樂ト身ン體ヲ堅固ニスル術ヲ教エベシ而シテ好ムナラハ世界通用ノ言語ヲ教エベシ

何人ノ子供モ始一般ニ中等ノ學問工入りテ勉強シ而シテ後人々別々ノ學問ヲ成スベシ
擊^{ママ}ヘハ我上等ノ學問ノ如シ

此中等學問ノ稽古ヲ成シテ而シテ色々ノ役ヲ勤ムルヲ好ム人或ハ捷或支配等ノ事ヲ好ム人ハ日本之法則ヲ習フ可シ然レトモ築城人ト醫師ト百工ハ日本ノ國ニ未タ善キ教師有ラザル故ニ西洋工行テ學ブ可シ而シテ漸々之ヲ日本ニ開ク可シ

今中等ノ學問ヲ改メテ大略西洋ノ教師ヲ頼ムナラバ本國ニテ元ト教師ヲシタル人ヲ頼ムベシ如何トナレハ教師ノ教ユル事ハ大事ナリ而シテ教師ハ大切ノ者ナル故ニ其人ヲ選バ子ハ成ラス

講述者は、「下等ノ學問」にふれたうえで、「中等ノ學問」について言及する。日本には、「中等ノ學問」に相当する学校は存在しないとして、それを設置するよう提案する。日本には、初等教育・中等教育・高等教育の概念がなく、明治二年十一月の大學規則案において「輦轂ノ下大學一所ヲ設ケ府藩縣各中小ノ學ヲ置ク」として学校階梯がはじめて明示される。

西洋の中等教育における「學問ノ綱目」として、「羅甸ト額力西ノ歴史」と「同國ノ言語」、すなわちギリシアやローマの歴史と古典語、「『ジズ』ノ宗旨」、すなわちキリスト教の基本的な教義などをあげ、それに類するものを日本の中等教育の修学科目とするよう提案する。まず、「漢學」、「言語」、「神道」、「佛法」は「要用ノ事」であり、そのほかに「世界ノ地理ト歴史」、「數學」、「分離術」(化学)、「音樂」、「身體ヲ堅固ニスル術」(体操)があげられる。さらに、「世界通用ノ言語」をくわえることも推奨する。

さらに、「上等ノ學問」のありかたに言及する。「何人ノ子供」も、「始一般ニ中等ノ學問工入りテ勉強シ」、その後、「人々別々ノ學問」をまなぶべきである。つまり、「下等ノ學問」および「中等ノ學問」にかけては、まず普通教育をまなび、そののちにドイツのような「上等ノ學問」、すなわち高等専門教育をうけるべきである。

「色々ノ役ヲ勤ムルヲ好ム人」(役人)や「撻或支配等ノ事ヲ好ム人」(官僚)は、「日本之法則」(法律)を修得すればよい。しかし、「築城人」(建築家)、「医師」、「百工」(技師)については、日本にはいまだに適当な養成機関が存在しないために、「西洋工行テ學ブ可シ」、すなわち留学生を西洋に派遣し、それらの学術や技術を移植する必要がある。

日本において、教育制度を改革し、「西洋ノ教師」を雇用するならば、「本國ニテ元ト教師ヲシタル人」のなかから人選しなければならない。それは、「方今貴国之学校之とき英仏之人物ニ而者不宜候」という北ド・イツ公使館の認識⁽⁷²⁾に一致する。つまり、資格や資質を問うこともなく、場当たり的に居留地に在留するような外国人をお雇い教師として雇用する日本政府への警鐘もある。ちなみに、ドイツ大学哲学部に在籍したベルリンはのちにドイツ学寮お雇い教師として山口県に赴任する。

「李國學法」の前半部分は一通目の「見込書」、すなわちプロイセン学則にあたり、後半部分は明治三年一月五日に

加藤が大學官員とともに北ドイツ連邦公使館にベルリンをたずねたさいに、加藤や中得業生の近藤がベルリンから直接聞き取つたものと、その後、ベルリンが提出した二通目の「見込書」の内容をまとめ、整理したものとみてさしつかえない。前半部分はともかく、後半部分はあまりにも簡潔である。二度にわたりベルリンに面談し、質疑の機会をあたえられただけでなく、そのうえに、さらに「一通之見込書」を受けとつたにしては簡潔にすぎる。それは、語学的な能力の問題だけでなく、異文化を本質的に理解することができなかつたためであろう。

(五) 大學規則及中小學規則

大学校から改称した大学は、大學規則案に修正をほどこしたうえで、明治三年二月十九日付で「大學規則及中小學規則別冊ノ通熟議決定候ニ付速ニ致上梓府藩縣ニ頒チ候様致度此段申上候也」と弁官に伺う。⁽⁷³⁾「大學規則及中小學規則」は、「大學規則」、「中小學規則」、「三科必讀書目」からなる。「大學規則」は「學體」、「學制」、「貢法」、「試法」、「學資」、「學科」からなり、「中小學規則」は「小學」と「中學」からなる。

「三科必讀書目」には「理科醫科ノ一科ハ專ラ南校東校ノ管スル所故ニ姑ク略之」と注記されている。以下、「大學規則」の「學科」のなかから大学本校が分担する「教科」、「法科」、「文科」、および「三科必讀書目」を抜粋する。

大學規則

學科

教科

神教學

修身學

広島修大論集 第44卷 第2号 (人文)

法科	國法	民法
商法	詞訟法	刑法
利用厚生學	萬國公法	典禮學
施政學	國勢學	
理科	略	
醫科	略	
文科	略	
紀傳學		
文章學		
性理學		
教科		
古事記		
日本記		
萬葉集		
古語拾遺		
三科必讀書目		

森川：明治三年二月の「大學規則」における「教科」について

宣命	祝詞
孝經	論語
大學	中庸
詩經	書經
周易	禮記
法科	
令	
儀式	
江家次第	
法曹至要抄	
周禮	
唐六典	
明律	
大學衍義補	
文科	
五國史	
大日本史	
源氏物語	
枕草子	
三鏡	
文獻通考	
唐律	
儀禮	
三代格	
延喜式	
殘律	

春秋左氏傳

國語

史記

前後漢書

通鑑

文章軌範

八家讀本

大学規則案からの、もつとも大きな変更点は、「學科」のなかに「教科」がくわえられた点である。大学規則案の作成後、もつとも熟議されたのは、国学と漢学の位置づけに関する問題である。加藤はベルリンをたずね、意見をもとめるが、そのさい、この問題をさけることはできない。「學科」のなかに、「四科」には欠落した「教科」があらたにくわえられた点に着目し、「大學規則及中小學規則」と「李國學法」とのかかわりについて検討する。

大政奉還後、新政府の学校構想は高等レヴエルの学校を中心としたものであり、大学規則案にしても、初等・中等教育については付隨的に言及するだけである。「李國學法」は、そうした現状をふまえ、学校制度の体系的整備という観点から提言する。

プロイセンにおいては、就学義務がある初等教育をおえたのちに、中等教育にすすむ。中等教育をおえたのちに、はじめて専門的な職業人を養成する高等教育（上等ノ學問）へすすむ。初等教育（下等ノ學問）については、日本人の識字率がきわめてたかいという現状をみれば、変更する必要はない。しかし、中等教育（中等ノ學問）については、日本には西欧の中等教育に該当するものが存在しない。

日本において、西欧をモデルとして中等教育を創設するばあいには、西欧においてギリシアやローマの歴史と古典語、キリスト教の基本的教義が中等教育の必修科目に位置づけられているのと同様に、日本でも「漢學」、「神道」、「佛法」を必修科目として採り入れなければならない。「漢學」とは儒学、「神道」とは国学、「佛法」とは仏教をさす。

これらは、職業とはかかわりのない、いわゆる普通教育に属する。官僚、建築家、医師、技師などの専門的職業人を養成する高等教育の専門教育とはことなる。「李國學法」は、「漢學」、「神道」、「佛法」といった科目を高等教育の専門教育のなかにではなく、中等教育の普通教育のなかに組み入れるよう提言したのである。

にもかかわらず、「大學規則」の「學科」のなかに「教科」が新設される。教科目については、大學規則案以来、中学だけでなく、小学の教科目も大学の教科目に連動する構造が構想されてきたが、「李國學法」はそうした構造を否定している。「大學規則及中小學規則」は、そうした構造を継承した点でも、「李國學法」の主旨にそるものではない。それは、おもにドイツ語能力によるものであろうが、歴史的な断絶のうえに新たに構想を描こうとするものにとつて、西欧において歴史的に形成された現実を提示したとしても、実態として咀嚼できなかつたためであろう。

「教科」は、いかなる経緯で新設されたのだろうか。

「教科」は、「教神學」と「修身學」からなる。まず、「教神學」については『古事記』、『日本記』、『万葉集』、『古語拾遺』、『宣命』、『祝詞』⁽⁷⁴⁾が必読図書としてあげられる。『日本記』とは『日本書紀』のことである。古典の文献学的研究を大成した江戸中後期の国学者本居宣長は、「初学の輩」にたいし『古事記』と『日本書紀』の「二典の上代の卷々を、くりかへし／よみ見るべし」とすすめ、「二典のたすけ」として『古語拾遺』、『万葉集』、『宣命』、『延喜式』などを列挙する。⁽⁷⁵⁾

『祝詞』とは、「神事祭典に際し神祇に奏上する詞」であり、『延喜式』卷八に収められた二十七篇のいわゆる『延喜式祝詞』をさす。『宣命』とは、「天皇の詔命を天下の衆庶に宣り傳へたもの」⁽⁷⁶⁾、すなわち和文体で記された天皇の言葉・命令を口頭で宣布することである。それにたいして、漢文体で記され、文書で公布されるものを「詔勅」、「詔書」などと呼ぶ。ここでいう『宣命』とは、神道の古典として位置づけられる『続日本紀』に収められた六十二の宣命を

さす。これらは、いざれも神道の教典、すなわち神典と呼ばれるものである。「教神學」は、神道教義を講究する部門にほかならない。

つぎに、「修身學」については『孝經』、『論語』、『大學』、『中庸』、『詩經』、『書經』、『周易』、『礼記』が必読図書としてあげられる。ここで注目しなければならないのは、これらの図書が四書五經から『孟子』と『春秋』を削除し、『孝經』をつけくわえたものであるという点である。

まず、『孝經』は孔子が門人曾参に孝道を述べたものを曾参の門人が記録したものといわれ、日本では、『論語』とともにつねに古代大学寮の必修科目に指定される。⁽⁷⁷⁾十世紀前半には、大学寮での釈奠式において七経輪転講説の一經となる。七経輪転講説とは、『孝經』、『礼記』、『詩經』、『書經』、『論語』、『易經』、『左氏傳』の七経を毎年一経ずつ順番に講読・論議することである。⁽⁷⁸⁾江戸時代には、五、六〇〇種が出版され、『論語』とともにもつとも広く普及した儒書である。

ついで、『春秋』は、孔子が魯国の記録を独自の理念と論理にもとづいて筆削したという編年体の歴史書であるが、きわめて簡潔な年代記にすぎないために、春秋三伝と呼ばれる注釈書（伝）が作成される。そのうち『春秋左氏傳』（『左氏傳』）は、史実に即した歴史の叙述が多く、『春秋』から独立した歴史物語としても文学的に高く評価される。

『春秋』は、つねに注釈書とともに学習され、やがて『春秋左氏傳』が五経のひとつとみなされることになる。⁽⁷⁹⁾草創期の大学寮でも、春秋三伝のうち『春秋左氏傳』が教科書として採用される。『春秋』については、事実の客観的な、しかもきわめて簡略な記録にすぎないために、それ自体の学習は容易ではないという判断から「教科」の必読図書から除外され、その注釈書である『春秋左氏傳』が史書として「文科」の必読図書に採り入れられる。

さいごに、『孟子』については、日本では歴史的に感覚的に嫌忌する傾向がある。⁽⁸⁰⁾明代末期の謝肇淛は、「倭奴もま

た儒書を重んじ、仏法を信じ、凡そ中国の経書、皆重価を以てこれを購ふ。独り孟子なし。云はく、その書を携へて往く者あれば、舟輒ち覆溺すと⁽⁸²⁾と述べている。これについて、江戸中後期の国学者上田秋成は、「我國は天照すおほん神の開闢しろしめし、より、日嗣の大王絶ゆることなきを、かく口賢しき教をつたへなば、末の世に神孫を奪うて、罪なしといふ敵も出づべしと、八百よろづの神の悪くませ給うて、神風を起して船を覆へしたまふと聞く」と解説している。⁽⁸³⁾

『孟子』には、易姓革命の思想、すなわち徳を失つた君主を放伐することを是認する思想がみられる。江戸時代には、易姓革命の歴史観が日本の歴史に適用される。その代表的なものが水戸藩彰考館において編纂された『大日本史』と新井白石の『読史余論』である。とりわけ『読史余論』は、平安時代中期に摂関政治がはじまつて以来、朝廷の政治がしだいに衰え、南朝が衰亡したのち、天皇の朝廷そのものが実質において消滅し、新しい武家の王朝が成立したとみる。徳川幕府成立の必然性を主張する日本儒学の歴史観は排斥されるが、南朝を正統とする『大日本史』は「文科」の必讀図書になる。

『孟子』は、大学校本校においても国学者から「亂臣賊子」として排斥された経緯がある。大学別当松平慶永も、国学教官の要求におうじ、「孟子ハ名文ヲ論スル處ニ於テ、國體ニ不合條アリ。正科ニ入ルコトヲ許サズ」⁽⁸⁴⁾として、『孟子』を正科から削除しようとしたこともある。「修身學」は、国学者の意向により、古代大学寮の修学科目であつた四書五經から『孟子』と『春秋』を削除し、『孝經』をつけくわえたものである。

「文科」には、「民法」、「商法」、「刑法」、「詞訟法」、「萬國公法」といった西欧大学の法学部の学科目があげられる。しかし、「必讀書目」には西欧の文献ではなく、日本の古代・中世の法典、儀式書、および中国の法典、儀式、制度などに関するものが列挙される。

日本の古代・中世の法典は、戦国時代の戦乱のなかで散逸し、徳川幕府が法整備をすすめる過程において発掘、復元、校合され、板行される。こうした役割をなつたのが、荷田春満、塙保己一などの国学者である。⁽⁸⁵⁾

「必讀書目」には具体的な書名が記されないが、『令』は大宝・養老律が散逸し、現存しないために、養老律の勅撰注釈書として天長十(八三三)年に完成した『令義解』^(りょうぎけ)や九世紀半ばに成立した養老律の私的注釈書の『令集解』^(りょうのしゅうげ)が必読図書に指定されたと思われる。『令義解』に収録される「神祇令」^(じんぎ)は、全五十巻のうち最初の十巻を「神祇式」にあてる『延喜式』とともに古代の祭祀・神祇官制度の基本を記載したものである。なお、養老律は武家政権のもとでも公家社会の基本法典として受け継がれる。

『律』についても、大宝律が散逸し、養老律も十巻十二律のうち「職制律」(第三篇)だけが完存するだけで、そのほかは「名例律」(第一篇)、「衛禁律」(第二篇)、「賊盜律」(第七篇)の一部が残存する。江戸時代には、漢学者だけでなく、国学者も律令研究にたずさわるが、江戸後期の国学者石原正明^(まさあきら)は諸書から大宝・養老律の逸文を収集し、『律逸』をまとめる。石原は、本居宣長のに入門したのち、江戸の堀保己^(さきやく)に師事し、その塾頭として『群書類従』の編纂を助け、和学講談所の運営にも関与する。「殘律」とは、『律逸』のような大宝・養老律の逸文集をさす。

『延喜式』は、康保四(九六七)年に施行された養老律令の施行細則を集大成した法典であり、三代格式のうち最後の式、すなわち律令の修正・補足法の施行細則を集大成したものである。『延喜式』は、ほぼ完全な写本が伝わっている。『三代格』は、『延喜式』、すなわち律令の修正・補足法である式と対をなす格^(さやく)を集大成したものであり、欠巻があるものの、十一世紀に編纂された『類聚三代格』によつてその大部分が伝えられる。

『江家次第』^(こうけしだい)は、平安後期の宫廷における儀式・政務の次第を解説した儀式書である。『法曹至要抄』^(ほつそうしそうしょう)は、平安末期から鎌倉初期にかけて成立した律令の注釈書であり、律令法が現実社会と乖離するのにともない、律令法の新解釈や

民間の法慣習を取り入れ、新しく形成されてきた公家法である。

「法科」は、古代日本の律令格式⁽⁸⁶⁾、すなわち古代法、古代の祭祀・神祇官制度、公家法に関するものを「必讀書目」とし、中国の文献によつて補完するというものである。

必讀図書の設定のあり方をみれば、その選定にさいしては、あきらかに一定の意図がはたらいていたことが窺われる。それは、明治初年の神祇・宗教政策に関与し、それを遂行した亀井茲監⁽⁸⁷⁾、福羽美静らの津和野派を中心とした国学者の意志ともいべきものである。岩倉具視の「復古主義的ブレーン」として「学舎制」を起草した玉松操や矢野玄道、平田鐵胤といった平田派の国学者にしても、古代回帰を標榜し、儒学にたいして批判的な姿勢をとる。そうした姿勢、つまり国学者の意志が必讀図書の選定に色濃く反映されている。国学者の意志こそが「教科」を生み出したといつても過言ではない。

こうした動きは、祭政一致の立場から推進される神道国教化政策とのかかわりのなかで理解しなければならない。維新政府は、その正統性の根拠を天皇の神權的權威にもとめ、慶應四年三月に祭政一致の制を復し、神祇官を再興する旨を布告する。ひきつづき、神仏分離令、神仏判然令を布告し、奈良時代以来の神仏習合・神仏混淆を禁止し、神社における仏像・仏具の使用を禁じる。以後、国学の復古思想や排仏思想のたかまりを背景として、神職や国学者や地方官のあいだで廢仏毀釈の運動が激化し、多くの寺院が破壊される。

明治二年七月には、官制改革により大宝律令にならい太政官とともに神祇官が設置される。古代の神祇官とことなるのは、神道国教化政策のもとで「大教のイデオロギー的宣布」を重要な使命とする点である⁽⁸⁸⁾。大教とは、仏教やキリスト教と同列とみなされる教派神道諸派と区別するために名づけられた天皇崇拜を中心とする神道の呼称である。初代長官（神祇伯）には中山忠能⁽⁸⁹⁾、次官（神祇少副）には福羽美静が任用される。

明治二年十月には国民教化運動を推進する宣教使が太政官から神祇官に移管され、明治三年正月の「大教宣布の詔」により大教の理念を國民に浸透させるために教化運動を展開する。宣教使の教官や諸藩の宣教掛が教化活動にあたる。翌四年八月には、開明政策との対立、宣教政策の不振などのために神祇省に格下げされ、太政官に組み入れられるが、それまでの展開において神道国教化政策は國家命題として位置づけられる。

宣教使が神祇官に移管された明治二年十月に、神道国教化政策を推進する神祇官次官として宣教使次官を兼官する福羽美静が大学校御用掛兼勤を命じられ、大学構想に関与することになる。その時期は、大学校構想が暗礁にのりあげ、大学規則案が起草されていた時期である。同時に、宣教使において國民教化運動のための準備、すなわち天皇崇拜中心の神道教義の理論化がすすめられていた時期であるが、「肝心の教義・教法の確立には程遠いもの」であった。⁽⁸⁹⁾

福羽は、「政科」、「理科」、「医科」、「史科」の四学科からなる大学規則案にはただひとり「異論」をとなえる⁽⁹⁰⁾。それは、「教科」に該当する学科が欠如していたためである。十一月二三日付で大学校に「學校規則相立候迄京都學校取建之儀可見合事」⁽⁹¹⁾と太政官から沙汰があり、平田派国学者が主導権をにぎる京都の大学校構想は停頓する。それは、帝都東京の大学校だけが神道教義の理論化をすすめるための拠点になることを意味する。

大学規則案が保留となつたのち、あらたに「大學規則及中小學規則」が起草される。その最初の段階の十二月中旬にはすでに「神典科」の設置が決定する。それが福羽の画策によることは想像に難くない。福羽は、十二月十七日付で大学別當松平慶永に次のように書き送る。

(前略)過日之御究通ニテハ政理史ナトイツれも神典科入致候ヘ共学を定而議論艱候は、夫に付ても異論申上度尚
一体に学校ニ付十分申上度候 (後略)⁽⁹²⁾

福羽が閲覧した素案には、「政理史」などの科目も「神典科」に取り込まれているが、それについても福羽には異

論がある。「政理」とは、『愚管抄』の用例によれば、「昔ハ君ハ政理カシコク、攝籠ノ人ハ一念私ナクテコソアレ」⁽⁹³⁾と
いうように、天皇による親政を意味する。「政理史」とは、具体的には「文科」の必読書に指定された「三鏡」、すな
わち神武天皇から後醍醐天皇の還幸までの歴史物語である『水鏡』、『大鏡』、『今鏡』、『増鏡』の四鏡のうちの三書や
神武天皇から後小松天皇まで一〇〇代を漢文の紀伝体で記す『大日本史』をさすとおもわれる。

松平慶永は、「神典科」の設置については譲歩するとしても、国学系の諸学を「神典科」の一科に封じ込めようと
考えていたようである。それにたいし、福羽は「神典科」を神道教義の理論化の拠点として位置づけ、そのほかに
「法科」を神祇・宗教政策にならう行政官を養成する学科とし、さらに「政理史」を「神典科」や「法科」以外の学
科に移すよう要求したのである。

「神典科」は、明治三年二月の「大學規則及中小學規則」では「教科」に改称する。「法科」は、西欧大学の法学部
の学科目を明示しながら、実態としては古代の律令格式を講究する学科となる。「文科」も福羽の意向が容れられる。
松平慶永の大学構想は、「理科醫科ノ二科」に封じ込められる。その背景には、福羽をはじめとする神祇官の存在が
ある。「大教宣布の詔」の発布をひかえ、神祇官は意氣軒昂として祭政一致という国家的使命に邁進していた。大学
構想は、すでに神祇・宗教政策のなかに組み込まれていた。

おわりに

北ドイツ連邦公使館書記官ベルリンは、前後二通の「見込書」を提出する。一通目の「見込書」は、「學校規則」、
「專國學校規則」、「普魯志學法」などとも表記されるが、ベルリンがみずからの意志で作成し、明治二年十一月中旬
ころに外務卿沢宣嘉を介して大学別当松平慶永に提出したものである。二通目の「見込書」については存在自体知ら

れていなかつたが、翌三年一月五日に麻布春桃院の北ドイツ連邦公使館において大学大丞加藤弘之などの大学官員と面談し、質疑に応じたのちに提出したものである。

井上久雄氏は、「見込書」に執着するうちに、宮内庁書類部所蔵の三条実美公行実編修掛本のなかから表紙に「孝國學法」と表記された和綴本を発掘されたが、それは前後二通の「見込書」を整理したものにほかならない。前半部分をプロイセンの教育の現状の概説にあて、後半部分を日本において教育制度を構想するさいに留意しなければならない点についての助言や提言にあてたものである。

二通目の「見込書」に該当する後半部分は、初等教育をおえたのちに中等教育にすすみ、中等教育をおえたのちに、はじめて専門的な職業人を養成する高等教育へすすむというプロイセンの学校制度を概説する。とりわけ中等教育については、日本において、西欧をモデルとして中等教育を創設するばあいには、西欧の中等教育の必修科目に位置づけられているギリシアやローマの歴史と古典語、キリスト教の基本的教義に該当する「漢學」（儒学）、「神道」（国学）、「佛法」（仏教）を必修科目として採り入れなければならない。職業とはかわりのない、いわゆる普通教育と専門的職業人を養成する高等教育の専門教育とは区別しなければならない。教科目については、大学規則案以来、中学だけではなく、小学の教科目も大学の教科目に連動する構造が構想されてきたが、「孝國學法」はそうした構造をも否定する。にもかかわらず、「大學規則」の「學科」のなかに「教神學」と「修身學」からなる「教科」が新設される。「教神學」は、神典と呼ばれる神道の教典にもとづいて神道教義を講究する学科にほかならない。「修身學」は、古代大学寮の修学科目であった四書五經から『孟子』と『春秋』を削除し、「孝經」をつけくわえたものである。「大學規則及中小學規則」は、中学・小学の教科目が大学の教科目に連動する構造を継承した点でも、「孝國學法」から窺われるベルリンの学校構想の主旨にそるものではない。その要因は、いくつかあるとおもわれるが、なかでも、當時、国家

的課題として推進されていた神道国教化政策とのかかわりのなかで検討しなければならない。

維新政府は、その正統性の根拠を天皇の神權的權威にもとめ、慶應四年三月に祭政一致の制を復し、神祇官を再興する旨を布告する。明治二年七月には、官制改革により大宝律令にならい太政官のほかに神祇官が設置される。神祇官は、神道国教化政策のもとで天皇崇拜を中心とする大教の宣布を重要な使命とする。十月には、国民教化運動を推進する宣教使が太政官から神祇官に移管され、翌三年正月の「大教宣布の詔」により大教の理念を国民に浸透させるために教化運動を開拓する。

宣教使が神祇官に移管された明治二年十月に、神祇官次官として宣教使次官を兼官する福羽美静が大学校御用掛兼勤を命じられ、大学構想に関与することになる。その時期は、大学校構想が暗礁にのりあげ、大学規則案が起草されていた時期である。同時に、宣教使において国民教化運動のための準備、すなわち天皇崇拜中心の神道教義の理論化がすすめられていた時期でもある。しかし、神道教義の理論化は遅滞していた。

福羽は、「政科」、「理科」、「医科」、「史科」の四学科からなる大学規則案にはただひとり異論をとなえ、大学規則案が保留となつたのちの十二月中旬にはすでに「神典科」の設置にこぎつける。松平慶永は、「神典科」の設置については譲歩するとしても、国学系の諸学を「神典科」の一科に封じ込めようと考えていたようである。それにたいし、福羽は「神典科」を神道教義の理論化の拠点として位置づけ、そのほかに「法科」を神祇・宗教政策をになう行政官を養成する学科とし、さらに「文科」にも触手をのばす。

「神典科」は、明治三年二月の「大學規則及中小學規則」では「教科」に改称する。「法科」は、西欧大学の法学部の学科目を明示しながら、実態としては古代の律令格式を講究するための学科となる。「文科」も福羽の意向が容れられる。松平慶永の大学構想は、「理科・医科・二科」に封じ込められる。その背景には、福羽をはじめとする神祇官

森川：明治三年二月の「大學規則」について「教科」について

の存在がある。「大教宣布の詔」の発布をひかえ、神祇官は意氣軒昂として祭政一致という国家的使命に邁進していた。大学構想は、すでに神祇・宗教政策のなかに組み込まれていた。

「大學規則及中小學規則」については、明治二年一月二十三日付で弁官から「大學ニテ學則不相擧候テハ上梓見合可申尤學則伺出候者ヘハ為寫取不苦候事」という指令がくだされる。太政官では、大学において学則が整備されていなといという認識が支配的であった。法治國家として近代的な法制の整備を期待される「法科」は、西欧大学の法学部の学科目を明示しながら、実態として古代の律令格式を講究する学科にほかならない。なによりも、「斯道ヲ講シ實用ヲ天下國家ニ施ス」役割、すなわち新政府の知的中枢の役割をになう大学は、神祇官の付属機関にほかならない。

その後、大学本校においては、内紛が再燃し、国学派と儒学派とのあいだの対立が熾烈化する。別当松平慶永と大監秋月種樹は七月に引責辞職し、大学本校は閉鎖され、同時に大主簿以下の事務官が免職となり、生徒は退舎を命じられる。「大學規則」によつて「教科」、「法科」、「文科」を担当することになつていた大学本校は、教育機能を完全に停止する。結果的に、復古主義的な要素が大学から駆逐され、以後、神道国教化政策が遲滞し、やがて放棄されるのに呼応し、国別分科制にもとづく「教科」のような学科は官学から姿を消す。

【註】

- (1) 大久保利謙、『日本の大學』、創元社、昭和一八年、二三四頁。
- (2) 東京大学百年史編集委員会、『東京大学百年史』通史一、東京大学出版会、昭和五九年、一一〇頁。
- (3) 井上久雄、『学制論考』、風間書房、昭和三八年、一二一頁。
- (4) M. v. ブラント、原潔・永岡敦訳、『ドイツ公使の見た明治維新』、新人物往来社、昭和六一年、一〇一～一〇五頁。
- (5) "The Chronicle and Directory for China, Japan and the Philippines"、立脇和夫監修、『JAPAN DIRECTORY』——幕末明治在日外国人・機関名鑑』第一卷、ゆまに書房、一九九六年。

森川：明治三年二月の「大學規則」における「教科」について

- (6) "The China Directory for 1867" [JAPAN DIRECTORY——幕末明治在日外国人・機関名鑑] 第一卷。
- (7) "The Chronicle and Directory for China, Japan and the Philippines" [JAPAN DIRECTORY——幕末明治在日外国人・機関名鑑] 第一卷。
- (8) 東京都港区教育委員会・港区文化財調査委員会編刊、『港区の文化財』第一集、幕末の外交史跡、昭和三九年、一八〇一九頁。
- (9) 村田峯次郎、『防長近世史談』、大小社、昭和二年、一一九頁。
- (10) 同右書、一二一五頁。
- (11) 同右書、一一九頁。
- (12) 「日本國普魯士國修好通商條約」、内閣記録局、『法規分類大全』第二二卷、外交門(一)、条約、原書房、昭和五二年(明治三年初版)、四一七〇四三六頁。
- (13) 「條約五個年ノ後書通ニ蘭譯ヲ省クノ約ハ未獨逸語ニ達スル者ナキヲ以テ施行ノ延期ヲ乞フノ書翰」、「李國往復書翰」第十二、「続通信全覽」編年之部四百三十四、自慶應三年丁卯十一月十一日至同年同月晦日、通信全覽編集委員会、『続通信全覽』編年之部十五、雄松堂出版、昭和五九年、三四六頁。
- (14) 「書通ニ蘭譯ヲ省クハ語學熟達ノ者ヲ得ルニ非レハ行ヒ難キ旨ヲ懇告ノ返翰」、同右、『続通信全覽』十五、三四九頁。
- (15) 「同日(一月十五日)書記官『ス子ル』ヨリ一年餘ノ休暇ヲ乞ヒシ旨報告ノ來翰」、「李國往復書翰」、「続通信全覽」編年之部四百七十、自慶應四年九月八日改元明治戊辰正月二日至同年八月八日、『続通信全覽』編年之部十六、昭和五九年、五六六頁。
- (16) 「同二十一日書記官『ス子ル』ノ免職ヲ告ケ今後書通ニ『ベルリン』ノ名ヲ以往復スペキ旨ノ來翰」、「李國往復書翰」第十五、「続通信全覽」編年之部四百三十七、自慶應三年丁卯十二月廿一日至同年同月晦日、『続通信全覽』編年之部十五、四〇五頁。
- (17) オランダ語の原文は、外交史料館の『外務省記録』に収められている(「横濱獨逸學校規則ノ儀ニ付申出」、日付欠、「獨逸国來往翰」自元治元年)。ベルリンが筆記したと思われる。
- (18) 「川勝近江守ノ申稟」、「李國往復書翰」第十五、「続通信全覽」編年之部十五、四〇七〇四〇八頁。

- (19) 「独逸語伝習ノ周旋ヲ謝シ併テ規則書ヲ送ル書翰」、「李國往復書翰」第十五、『続通信全覽』編年之部一五、四〇六頁。
- (20) 「川勝近江守ノ申稟」、「李國往復書翰」第十五、『続通信全覽』編年之部十五、四〇六～四〇七頁。
- (21) 「語學教師ノ月俸及旅費ノ金額ヲ記載ノ來翰」、「李國往復書翰」第十五、『続通信全覽』編年之部十五、四一六頁。
- (22) 「語學教師ノ旅費月俸ノ金額ハ來歲正月横濱ニ於テ交付スベキ旨ノ返翰」、「李國往復書翰」第十五、『続通信全覽』編年之部十五、四一九頁。
- (23) 「勘定奉行ニ指令」、「李國往復書翰」第十五、『続通信全覽』編年之部十五、四二〇頁。
- (24) 「東京ニ於テ領事事務取扱者照會ノ件」、外國官副知事東久世通禧ヨリ獨逸北部聯邦代理公使宛、明治二年一二月一〇日付、外務省編、『日本外交文書』明治第一卷第一冊、巖南堂書店、昭和一一年、七一一～七一二頁。
- (25) 一八六九年一月二六日（明治元年一二月一四日）付外務卿東久世通禧宛ブラント書翰、「ドクトル、ベルリン氏東京派遣ニ關スル件」、「独逸国來往翰」自元治元年、外務省外交史料館所藏、『外務省記録』。
- (26) 「獨逸北部聯邦代理公使兼總領事ニ任命ノ通告並ニ右信任狀手交期日照會ノ件」、普魯西代理公使ヨリ外國官知事伊達宗城、神奈川府知事東久世通禧宛書翰、『日本外交文書』明治第一卷第一冊、一七一～一七四頁。
- (27) 「獨逸北部聯邦代理公使修好通商條約締結ノ申込及ニ關スル全權委任狀譯文送付ノ件」、獨逸北部聯邦代理公使ヨリ外國官知事伊達宗城、神奈川府知事東久世通禧宛書翰、『日本外交文書』明治第一卷第一冊、二三〇～二三三頁。
- (28) 「新修好通商條約ニ關シ日本委員通知ノ件」、外國官副知事東久世通禧ヨリ獨逸北部聯邦代理公使宛書翰、『日本外交文書』明治第一卷第一冊、五一九頁。
- (29) 「獨逸北部聯邦修好通商條約」、「法規分類大全」第二二卷、外交門一、條約、原書房、昭和五二年（明治二三年初版）、四五六～四六二頁。
- (30) 「獨國ヨリ語學教師呼寄ノ儀舊幕府ニテ同公使ヘ結約ニ付伺」、国立公文書館所藏、『公文錄』外國官之部、己巳自四月至六月全、文書第十一。
- (31) 「各國政體律令取調掛人名・學校取調掛人名」、国立国会図書館憲政資料室所藏、『岩倉家蔵書類』明治二年。
- (32) 「獨國ヨリ語學教師呼寄ノ儀舊幕府ニテ同公使ヘ結約ニ付伺」。
- (33) 「己巳十一月十四日於外務省李國公使ト澤外務卿寺島外務大輔對話書」、「明治二年對話書」一、「各國之部附李之部」、「明

森川：明治三年二月の「大學規則」における「教科」について

治二年 外務卿等ノ各国公使トノ対話書」、『外務省記録』。

- (34) 「獨逸語學教師本國ヨリ雇入伺並ワグネル雇入届」、『公文錄』 大学之部、自己己十二月至庚午四月、文書第十八。
- (35) 「明治戊辰ヨリ學校履歷第壹大學區醫學校」、大久保利謙、『明治初年醫史料』(『中外医事新報』別冊)、昭和一八年、三頁。
- (36) 「獨乙醫二名本國ヨリ雇入伺」、『公文錄』 大学之部、自己己十二月至庚午四月、文書第十七。
- (37) 『ドイツ公使の見た明治維新』、二四四頁。
- (38) “JAPAN HERALD DIRECTORY, AND HONG LIST FOR YOKOHAMA 1870” 〔The Japan Directory——幕末明治在日外国人・機関名鑑〕 第一卷 (一八六一～一八七五年)。
- (39) 『防長近世史談』、一一九頁。
- (40) 松平慶永書、翰沢宣嘉宛、明治二年一月二十五日付、春嶽公記念文庫、福井市立歴史郷土博物館所蔵、『魚雁錄』 第二号。
- (41) 沢宣嘉書翰、松平慶永宛、明治二年一月二十五日付、同右。
- (42) 松平慶永書翰矢島立軒宛、明治三年一月二三日、「矢島家文書」、春嶽公記念文庫、福井市立歴史郷土博物館所蔵、『春嶽公御手翰』。
- (43) 松平慶永書翰、加藤弘之宛、明治二年一月晦日付、『魚雁錄』 第二号。
- (44) 加藤弘之書翰、松平慶永宛、明治二年一月晦日付、同右。
- (45) 沢宣嘉書翰、松平春嶽宛、明治二年一二月一七日付、『魚雁錄』 第三号。
- (46) 長松幹書翰、大学春嶽宛、明治二年一二月一一日付、同右。
- (47) 「大學校以下四學校規則ヲ定ム」、国立公文書館所蔵、『太政類典』 第一編、学制、教員及属員、学制、文書第三十八。
- (48) 大久保利謙、「明治初年の大學校に於ける國學者對漢學者の抗爭一件(二)」、『明治文化』 第一五卷第八号、昭和一七年九月、一六〇一七頁。
- (49) 加藤弘之、「學制以前の大学に就て」、国民教育奨励会、『教育五十年史』 民友社、昭和五七年(大正一一年初版)、四一四頁。
- (50) 本居宣長、「直毘靈」、大野晋・大久保正編集校訂、『本居宣長全集』 第一四卷、筑摩書房、昭和四七年、一二四頁。
- (51) 高橋勝弘、「昌平遺響」、明治四五年、三一頁。

- (52) 「大學校開闢祭奠ヲ執行ス」、『太政類典』第一編、学制、教員及属員、学制、文書第三十九。
 (53) 『昌平遺響』、三二頁。
- (54) 大学大丞仙石政固書翰、大学別当松平慶永宛、明治二年九月八日付、『東京帝大学五十年史』上冊、四九頁。
- (55) 「集議院日誌」第二、上・下、明治文化研究会編、『明治文化全集』憲政編、日本評論社、昭和三年、一六九、一七六頁。
- (56) 「公用備忘録」、日本史籍協会編、『廣沢真臣日記』、東京大学出版会、昭和四八年（昭和六年初版）、四一九頁。
- (57) 「礒川元水戸邸へ大學校建設三學合併ノ儀伺」、『公文錄』大学之部、己巳自六月至十二月、文書第二十四。
- (58) 松平慶永書翰、秋月種樹宛、明治二年一〇月一七日付、『魚雁錄』第一号。
- (59) 秋月種樹書翰、松平慶永宛、明治二年一一月一七日付、『魚雁錄』第二号。
- (60) 秋月種樹書翰、松平慶永宛、明治二年一一月一六日付、『魚雁錄』第一号。
- (61) 小松彰・楠田英世書翰、松平慶永・秋月種樹宛、明治二年一一月二八日付、『魚雁錄』第二号。
- (62) 明治二年十一月二十八日、松平慶永書翰、小松彰・楠田英世宛、同右。
- (63) 外務省書翰、松平慶永宛、明治二年一二月一七日付、『魚雁錄』第三号。
- (64) 外務省書翰、松平慶永宛、明治二年一二月一九日付、同右。
- (65) 松平慶永書翰、矢島立軒宛、明治三年一月二三日、「矢島家文書」。
- (66) 『加藤弘之日記』明治三年、「加藤弘之史料」、東京大学大学史史料室所蔵。
- (67) 松平慶永書翰、矢島立軒宛、明治三年一月二三日付、「矢島家文書」。
- (68) 『日本の大學』、二三四頁。
- (69) 大久保利謙、「大學規則」の制定と大学の崩壊」、「大久保利謙歴史著作集」四（明治維新と教育）、吉川弘文館、昭和六年、三二一、三三三頁。
- (70) 『学制論考』、二二頁。
- (71) 「職員令」、「法令全書」第二、明治二年、第六二二。
- (72) 「己巳十一月十四日於外務省李國公使ト澤外務卿寺島外務大輔對話書」、「明治二年對話書」一、「各國之部附李之部」、「明治二年 外務卿等ノ各国公使トノ對話書」、「外務省記録」。治二年 外務卿等ノ各國公使トノ對話書」、「外務省記録」。

森川：明治三年二月の「大學規則」における「教科」について

- (73) 「大中小學規則上梓伺」、『公文錄』大学之部、自己已十二月至庚午四月、文書第廿二。
- (74) 本居宣長、『宇比山踏』、大野晋・大久保正編集校訂、『本居宣長全集』第一卷、筑摩書房、昭和四三年、五頁。
- (75) 大倉精神文化研究所編、『新典解説』下、第一書房、昭和六一年（昭和一四年初版）、一二二頁。
- (76) 同右書、一頁。
- (77) 久木幸男、『日本古代学校の研究』、玉川大学出版会、一九九〇年、六〇頁。
- (78) 須藤敏夫、『近世日本私塾の研究』、思文閣出版、二〇〇一年、八〇九頁。
- (79) 竹内照夫、『四書五經』、平凡社、昭和四〇年、一一〇頁。
- (80) 『日本古代学校の研究』、五九頁。
- (81) 渡邊卓、『孟子』、明徳出版社、昭和四六年、一〇頁。
- (82) 藤野岩友、『五雜俎』、明徳出版社、昭和四七年、八九頁。
- (83) 『雨月物語』、三浦理編、『上田秋成』全、有朋堂書店、大正六年、二一九〇二三二〇頁。
- (84) 「集議院日誌」第二上・下、一六九〇一七六頁。
- (85) 利光三津夫、『律令制の研究』、慶應義塾大学法學研究会、昭和五六年、一七九〇一〇七頁。
- (86) 阪本是丸、『明治維新と国学者』、大明堂、平成五年、一二頁。
- (87) 『学制論考』、三頁。
- (88) 田中彰、『明治維新』、講談社、二〇〇三年、二二二〇二二三三頁。
- (89) 『明治維新と国学者』、九一頁。
- (90) 小松・楠田書翰、松平慶永・秋月種樹宛、明治二年一月二八日付、『魚狩錄』第三号。
- (91) 『法令全書』第二卷、明治二年、第一〇七四。
- (92) 福羽美静書翰、松平慶永宛、明治二年一二月一七日付、『魚雁錄』第三号。
- (93) 岡見正雄・赤松俊秀校注、『愚管抄』、岩波書店、昭和四二年、一八八頁。

※小論は、広島修道大学総合研究所二〇〇二年度調査研究費による研究成果の一部である。